

# 実施計画

## 施策1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

### 1 地域における子育て支援の充実

- (1) 居宅において児童の養育を支援する事業
- (2) 施設において児童の養育を支援する事業
- (3) 児童の養育に関する相談・情報提供事業

### 2 保育サービスの充実

- (1) 保育所(園)の定員
- (2) 延長保育事業
- (3) 休日保育事業
- (4) 一時保育及び特定保育事業
- (5) 保育に関する情報提供の充実
- (6) 保育事業の評価

### 3 子育て支援のネットワークづくり

- (1) 子育て支援ネットワークの整備
- (2) 子育て情報共有体制の強化

### 4 児童の健全育成

- (1) 児童の居場所や活動の場の確保
- (2) 健全育成及び非行防止
- (3) 引きこもり及び不登校への対応
- (4) 民生・児童委員活動の充実

### 5 交流の充実

- (1) 世代間・異年齢児との交流
- (2) 園庭・園舎の開放

## 現状と課題

### 地域における子育て支援の充実

かつての地域社会では、子どもを育てるということは、親だけではなく全ての大人の責務でした。

しかし、経済的に豊かになるにつれ、隣近所や親戚同士で生活を助け合い、相談し合う習慣がなくなるなど、地域社会の関わりも薄れてきました。子どもたちは家庭と保育所（園）・幼稚園・学校とだけ関わり、親と保育士・先生たちだけが子育ての当事者になってしまう傾向にあります。その結果、子どもと子育てを地域で見守り、地域で支えるという体制は崩れてしまっています。また、こういった社会環境の変化に伴って、家庭での育児力も低下してきていると言われています。

保育所（園）や幼稚園、学校や家庭が子どもや子育ての環境であることは言うまでもありませんが、地域全体が子どもや子育てを見守り、支えていくということは、現在の最重要課題です。

### 保育サービスの充実

核家族化や女性の社会進出が進み、保育サービスへのニーズは増大し、多様化しています。現在、保育所（園）への入所待機児童はみられませんが、保育所（園）や幼稚園の保育時間の前後や緊急時の保育については、親の心配や負担がうかがえ、通常の保育を補完するサービスの提供について、ニーズを把握しながら推進することが求められています。

### 子育て支援のネットワークづくり

情報化が進むなか、子育て情報も最新で的確な内容が求められ、情報の集約と活用法について具体的に検討して取り入れていくことが必要であり、併せて地域の子育て活動が連携することで、人と情報のネットワークづくりが形成されていきます。

また、子育て情報は子育て家庭はもとより地域に対しても発信し、子どもと子育てについての地域の理解が深まるように取り組むことが重要です。

### 児童の健全育成

子どもに対しては自立を促し、次代の呉市を担う住民として、その意識づけが重

要となっています。そのために、地域に対する理解や職業やボランティアへの参加、各種体験学習も必要となっています。

また、呉市子ども会連合会や呉ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会などが、児童の健全育成において、大きな役割を果たしているところです。

#### 交流の充実

地域で子育てを支えるためには、高齢者など多世代間との交流の推進を図ることが重要となっています。

## 施策の方向

### 1 地域における子育て支援の充実

子育て支援のヘルパー派遣など居宅における支援を始め、保育所(園)、幼稚園等施設における一時保育などのサービスの充実に努めます。また、呉市すこやか子育て支援センターや呉市ファミリー・サポート・センターにおける支援・相談事業等の充実を図ります。

#### (1) 居宅において児童の養育を支援する事業

##### 子育て支援ヘルパー派遣事業

乳幼児を抱え育児支援が必要と認められる家庭に対し子育てヘルパーを派遣し、家事・育児等の援助や技術指導等を行うことを目的に平成16年10月より実施しています。今後は事業の利用状況、要望の内容を検討し、充実した事業の推進を図ります。

##### ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる有償ボランティア事業で、呉市ファミリー・サポート・センターが中心となり、会員数約900人の規模で実施しています。今後は、インターネットの活用による遠隔地での利用促進及び会員の利便性の向上を図る等、活動の充実を図ります。

## **(2) 施設において児童の養育を支援する事業**

### **放課後児童健全育成事業（放課後児童会）**

通年型の学童保育（放課後児童会）は34の小学校等に設置され、小学校1年から3年生までの児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供しています。

今後は、実施内容の充実とともに、一定の基準において、保護者が必要とする小学校区に設置し、放課後だけでなく週末に地域住民との交流活動等を行うなど、在り方も検討していきます。

障害児については、小学校6年生まで受入を行っている。

### **子育て家庭育児支援事業（ショートステイ）**

ショートステイについては、児童養護施設（2か所）において実施しています。今後は実施箇所の増設等、事業の拡充を図ります。

### **子育て家庭育児支援事業（トワイライトステイ）**

トワイライトステイについては、児童養護施設（2か所）において実施しています。今後は実施箇所の増設等、事業の拡充を図ります。

### **乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）**

病後児保育については、施設型として1か所（定員10人）設置し、事業を実施しています。今後は、利用状況等を考慮しながら、事業の拡充を図ります。

### **一時保育事業**

一時保育事業については、保育所（園）12か所で実施しており、今後も事業実施を支援します。

### **幼保一元化の推進**

幼保一元化については、国においてもなお、検討中であり、現状の体制を維持しながら、今後国の動向等をみながら制度の研究に努めます。

## **(3) 児童の養育に関する相談・情報提供事業**

### **子育て支援センター**

子育て支援センターは、呉市すこやか子育て支援センターを基幹として地域子育て支援センター4か所により地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援など

を実施しています。

今後は、各保育所（園）における育児相談等は継続したうえで、各種の子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、利用援助、子育て支援総合コーディネーターによる相談機能の強化等を図りながら、開設箇所の増設やその機能の充実を図ります。

#### **ファミリー・サポート・センター（再掲）**

子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる有償ボランティア事業で、呉市ファミリー・サポート・センターが中心となり、会員数約900人の規模で実施しています。今後は、インターネットの活用による遠隔地での利用促進及び会員の利便性の向上を図る等、活動の充実を図ります。

#### **つどいの広場**

乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集い交流するとともに、子育ての相談ができる場として呉市すこやか子育て支援センターに設けられています。今後もこの事業を継続するとともに、開設箇所の増設を図り、福祉、保健、教育部門の協力により事業の充実に努めます。

#### **幼稚園での相談事業**

幼稚園での相談事業については、各幼稚園において保護者や地域住民を対象とした育児相談、子育て講座、健康講座などを実施しています。

今後もこの事業を継続するとともに内容の充実に努めます。

#### **外国籍を持つ親子の支援**

近年、増加している外国籍の保護者に対し、子育てサービスが十分に受けられるよう、外国語パンフレットを作成配布するとともに、生活相談や付き添い通訳を実施するなど、地域のなかで安心して子育てができるよう支援します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
地域子育て支援センター	4か所	7か所以上
子育て支援ヘルパー派遣事業利用世帯数	年間延べ20世帯	年間延べ50世帯

ファミリー・サポート・センター	1 箇所	1 箇所
ファミリー・サポート・センター利用 件数	年間 延べ1,800件	年間 延べ2,300件
放課後児童会	34 箇所	ニーズにより必要とされ る小学校区に設置
子育て家庭育児支援事業（ショートス テイ）	2 箇所	3 箇所
子育て家庭育児支援事業（トワイライ ト）	2 箇所	3 箇所
乳幼児健康支援一時預かり（施設型）	1 箇所	2 箇所
つどいの広場	1 箇所	2 箇所

## 2 保育サービスの充実

保育所（園）については、待機児童を発生させないよう定員の確保を図るとともに、延長保育や休日保育、一時保育など保護者の就業形態の多様化等に配慮した事業を充実していきます。また、子育て家庭への情報提供に努めます。

### （1）保育所（園）の定員

保育所（園）の定員については、就学前児童数は減少しているものの、要保育児童数は増加している状況にあり、待機児童を発生させないよう定員の確保を図ります。また、必要に応じた施設の整備等に努めます。

### （2）延長保育事業

延長保育については、現在実施している15保育所（園）の状況及び保護者のニーズ等を判断しながら増設を図ります。

### （3）休日保育事業

休日保育については、保護者からの要望にあわせながら、事業実施をめざします。

#### (4) 一時保育及び特定保育事業

一時保育については、保育所（園）12か所において実施しており、パートタイム労働など、保護者の就業形態の多様化や、利用者の状況により非定型、緊急時、リフレッシュなど多様な利用形態がみられるため、当面、現行施設で継続実施するものの、将来的には、保育のニーズに対応したサービスの提供を行うよう事業の拡充を図ります。

#### (5) 保育に関する情報提供の充実

「くれ子育てねっと」により子育て情報を提供し、保護者への周知を図ります。また、企業内託児施設など、その他の保育施設における保育サービスについての情報提供にも努めます。

#### (6) 保育事業の評価

保育サービスの質を担保する観点から、呉市次世代育成支援対策推進協議会や外部機関等を活用して、サービス評価等の取組にも努めます。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
保育所（園）の入所定員	4,335人	4,335人
延長保育	15か所	22か所
休日保育	0か所	2か所以上
一時保育	12か所	20か所

### 3 子育て支援のネットワークづくり

ワークショップ方式による地域情報・地域交流ポータルサイトの充実、「子育てマップ」や「子育てガイドブック」の作成・配布など子育て家庭への情報提供、子育て支援ネットワークの充実を図ります。

## (1) 子育て支援ネットワークの整備

子育て支援サークル，育児サークルなど，地域に根付いた子育て支援団体の育成と各団体間のネットワークを形成することを目的として，これまでの指導者研修会，情報交換会「チャイルド・フェスタ in くれ」の開催など，様々な支援を行っています。

今後も，子育て家庭に対して，必要な子育て支援サービス，保育サービスが提供され，効果的に選択できるように，子育て支援センターを中心にした地域における子育て支援ネットワークの拡充を図ります。

## (2) 子育て情報共有体制の強化

各種子育て支援サービス等が，利用者に十分周知されるよう，保育所(園)，幼稚園を始め生涯学習関連情報を含め，子育てに関する情報発信源の一元化を図るとともに，子育て中の家庭が必要な情報を子育て中の保護者が発信してゆくワークショップ方式によるサイト運営を可能にした子育て総合ポータルサイト「くれ子育てねっと」を活用し，子育て中の保護者間の交流を含めた地域情報交換・地域交流事業の展開を図ります。

また，「子育てマップ」，「子育てガイドマップ」，「おでかけ Map」などによる情報提供，セミナー，講演会を通じて，地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め，地域全体で子育て家庭を支えることができるよう，子育てに関する意識啓発等を進めます。

## 4 児童の健全育成

児童の健全育成を進めるため，子どもや保護者の集まれる既存施設の充実や地域子ども教室推進事業を活用した子どもの居場所づくりなどの活動の充実に努めます。また，これら活動を充実していくため，呉市子ども会連合会を始めとする団体への支援を充実します。

さらに学校をはじめ，呉市青少年指導センター，警察，民生・児童委員，青少年補導員 地域のボランティアなどと連携しながら非行防止 立ち直りや引きこもり，不登校に対応していきます。

## ( 1 ) 児童の居場所や活動の場の確保

### 既存施設の活用と活動の充実

アンケート調査結果では、「雨の日に遊べる場がない」「思いっきり遊ぶために十分な場所がない」という意見が多くみられました。これをふまえ、子どもたちが気軽に遊び、親同士も雨の日も気軽に集まれる場を確保するため、児童館や公民館など既存公共施設の一層の活用を図ります。

また、国の委託事業「地域子ども教室推進事業」（委託期間3か年：平成16～18年度）により学校等を活用して、小・中学生を対象とした子どもの居場所づくり事業を進めています。今後は、市独自で「遊びの教室事業」として、小学校4～6年生を対象に、小学校等の施設などを活用して指導員を配置し、安全で安心して活動できる居場所づくりを進め、放課後におけるスポーツ・文化活動など様々な体験活動や地域住民との交流活動の充実及び活動拠点の拡充などに努めます。

### 各種団体等との連携の充実

呉市子ども会連合会をはじめとして、呉市PTA連合会、呉市レクリエーション協会、呉ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会やNPO団体など、児童健全育成に関連する各団体等との連携や活動への支援などの充実を今後も進めます。

## ( 2 ) 健全育成及び非行防止

### 教育・啓発活動

学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性に関する適切な指導を促進します。

また、青少年指導センターを母体として教育相談センターを設置し、相談活動の充実を図ります。

### 少年非行の防止及び立ち直りの支援

少年非行を防止するため、学校での指導を強化するとともに、学校、保護者、青少年補導員、地域との連携により見回りパトロールを強化するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりを進めます。また、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、青少年補

導員，警察，地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応します。

### (3) 引きこもり及び不登校への対応

引きこもり及び不登校への対応においては，各学校で教職員内での連携だけでなくスクールカウンセラーを中心に学校，保護者のほか，民生・児童委員や地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応できるよう個別の事例に対して専門チームを編成して対応を図ります。

### (4) 民生・児童委員活動の充実

最近では，児童虐待等への民生・児童委員の対応が増えており，地域活動における役割はますます大きくなっています。今後も連絡体制を十分にとって活動を支援します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
児童館	4か所	4か所

## 5 交流の充実

現在，各保育所（園），幼稚園で実施している世代間交流等の充実，園庭・園舎の開放を進めます。また，メンタルフレンド派遣事業などを通じ，不登校児童生徒への対応を推進します。

### (1) 世代間・異年齢児との交流

現在，各保育所（園），幼稚園で実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図るとともに，中学生や高校生の保育ボランティアへの参加を促します。

また，不登校児童生徒に対して大学生などのメンタルフレンドを派遣することにより，相談相手や学習支援等を継続させていきます。

さらに，国・県等の各種支援制度を活用するなど，商店街の空き店舗において保育施設や高齢者向けのコミュニティ交流施設の開設に向けて，商店街の組合や商工会議所等，関係者と協議を進めていきます。

## ( 2 ) 園庭・園舎の開放

保育所（園）, 幼稚園の園庭・園舎を開放し, 子育て相談や未就園児の親子登園等を推進し, 保護者や子どもの交流の充実を図ります。



## 施策2 すこやかに生み育てる環境づくり

### 1 子どもや母親の健康の確保

(1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

(2) 妊産婦・新生児等訪問指導

(3) 妊婦・乳幼児健康診査

(4) 妊婦教室・育児教室

(5) 学校保健対策

(6) 外国籍を持つ親子の支援(再掲)

### 2 「食育」の推進

(1) 食育の推進

(2) 地産地消の推進

(3) 体験学習の充実

### 3 思春期保健対策の充実

(1) 性教育

(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

(3) 思春期保健事業

### 4 小児医療の充実

(1) 小児医療の充実

(2) 周産期医療の強化等

(3) 小児救急法講習会

(4) 乳幼児医療費の助成

## 現状と課題

### 子どもや母親の健康の確保

母子保健事業は、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や乳幼児の健やかな成長のために重要な役割を果たしています。近年、生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからの健康づくりは難しく、子どものころからの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。

また、最近では、子育て不安を訴える母親の増加や、乳幼児虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割も大きくなっていきます。

### 「食育」の推進

家族と食卓を囲む機会が減り、欠食や偏食など食生活の形が変化しており、さらに調理加工食品や外食の利用が増えるなど、食習慣の乱れが子どもの健康や情緒の安定、社会性の発達に及ぼす影響が懸念されています。

本市においては、学校教育の場において食に関する指導等を実施し、また妊娠期と離乳食を中心に食の重要性を啓発する事業を推進してきましたが、実習を加えるなどさらに強化する必要があります。また、食物アレルギーを持つ子どもには個々のきめ細やかな対応も求められています。

### 思春期保健対策の充実

将来の親となる世代に対し、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

### 小児医療の充実

小児医療については、平成15年10月に開設された「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との連携が図られていることもあり、医療の質や量については概ね評価されています。

今後は、各家庭における「かかりつけ医」の普及や、緊急時の小児救急法の普及を図る必要があります。また、妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応す

るため、周産期医療体制の確保を進める必要があります。

## 施策の方向

### 1 子どもや母親の健康の確保

母子健康手帳交付時の指導・相談を充実させるとともに、民生・児童委員，社会福祉協議会，保健・福祉部門及び医療機関などとの連携による妊産婦・新生児等訪問指導，妊婦・乳幼児健康診査等を充実します。また，父親の参加や相談指導等も実施する妊婦教室，育児教室の充実や学校における健康診査等の推進，外国籍の保護者とのコミュニケーションの充実を進めます。

#### (1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

母子の健康の確保に向けては，妊娠届の提出と母子健康手帳の交付が第一歩となります。そのために広報等で周知を図るとともに，母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し，妊婦が安心して出産ができるよう努めます。また，母子保健サービス等の説明により，健康診査や保健指導を利用しやすくするように努めていきます。

#### (2) 妊産婦・新生児等訪問指導

民生・児童委員や社会福祉協議会，保健・福祉部門などとの連携を強化し，必要とされる家庭に対し，乳児の養育，健康管理に必要な知識の普及と適切な情報提供，必要なアドバイスを実施します。

また，各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもとその家庭に対しては，保健師が訪問し，精密検査や専門機関への紹介，個別相談などへつなげるようにします。今後とも，複雑化する問題に対応できるように，体制の整備を図り，相談体制等の強化を図ります。

さらに，妊産婦・乳児の健全な栄養摂取を推進するため，一定の要件に該当する場合，母子栄養強化ミルクを支給します。

#### (3) 妊婦・乳幼児健康診査

妊婦健康診査及び乳幼児健康診査については，医療機関委託と集団健診の併

用としています。

1 か月児，3 か月児，6 か月児，1 歳 6 か月児，3 歳児等の健康診査や歯科健診については，既存体制の強化を図り，子どもの月齢・年齢に応じた発育・発達を確認し，疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図ります。また，これまでも取組んでいる未受診者への対応を継続し，受診率の向上に努めます。

さらに，こうした乳幼児健診等の場を通じて，誤飲，転落・転倒，やけど等の子どもの事故の予防のための啓発を行います。

#### (4) 妊婦教室・育児教室

プレマスクールやサンデーマタニティスクールなどの妊婦教室，育児教室については，父親の参加も含めて積極的な参加を呼びかけます。また，親の育児不安の解消等を図るため，乳幼児健診の場を活用し，親への相談指導等を実施しながら，妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

#### (5) 学校保健対策

学校保健計画に基づき，各種定期健康診断による疾病の早期発見と健康状態の把握，衛生管理を推進していくため，学校，教育委員会，医療機関，保健部門の連携をさらに強化していきます。

また，医療機関，PTA，学校の関係者等で組織する学校保健委員会の設置を促進するとともに，その活動を通じ，児童生徒の健康の保持・増進を図ります。

#### (6) 外国籍を持つ親子の支援（再掲）

近年，増加している外国籍の保護者に対し，子育てサービスが十分に受けられるよう，外国語パンフレットを作成配布するとともに，生活相談や付き添い通訳を実施するなど，地域のなかで安心して子育てができるよう支援します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
学校保健委員会の設置（小学校）	28校	全ての市立小学校
学校保健委員会の設置（中学校）	8校	全ての市立中学校

肥満傾向にある小学生の割合	5.19%	減少させる
肥満傾向にある中学生の割合	2.24%	減少させる

## 2 「食育」の推進

保健や教育分野を始めとする様々な分野が連携しながら、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供、体験学習の場を提供していきます。

### (1) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

特に、学校においては、学校給食や関連教科、特別活動などの学校教育活動全般を通じて食に関する指導を推進します。

また、妊婦教室等の場を通じて、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供の充実に努めます。

### (2) 地産地消の推進

地産地消の観点から地元の農・漁協との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。

### (3) 体験学習の充実

保育所（園）、幼稚園における食事づくりの体験や、学校における総合的な学習の時間等を活用した食育に関する教育の充実に図ります。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
子どもの食育教室	30回	35回

### 3 思春期保健対策の充実

次代の子を育む親となるために、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等の危険性を伝える思春期保健事業が重要となってきています。

#### (1) 性教育

小学校教科「体育」、中学校教科「保健体育」の授業を中心にして、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、各教科、道徳、特別活動等の授業を通じて性に関する健全な意識をかん養します。また、家庭の役割の重要性を保護者に啓発します。

#### (2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

喫煙率や飲酒率は学年とともに上昇する傾向があります。学校の「体育」、  
「保健体育」の授業を中心に、各教科、道徳、特別活動等の授業を通じてたばこ・アルコール・薬物に関する教育を推進します。また、家庭・地域社会への啓発を通して未成年者の摂取の防止に努めます。

#### (3) 思春期保健事業

生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、小中学生が赤ちゃんとふれあい体験の機会を持てるよう、学校において地域の乳幼児と触れあったり、保育所（園）への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促します。

また、思春期の子どもを始めその保護者の悩みの解消のために実施している思春期相談事業を充実していきます。

### 4 小児医療の充実

「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との連携体制の強化・充実を図るとともに、いつでも安心してかけられる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。また、県や医療機関と連携し周産期医療体制の確保、乳幼児医療費助成の充実を進めます。

### **( 1 ) 小児医療の充実**

小児医療体制の充実は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要であり、特に小児初期救急医療について、平成15年10月に開設した「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関、消防署等の関係機関との連携により、救急体制の強化・充実に努めます。

また、各家庭に対して、いつでも安心してかけられる「かかりつけ医」の普及促進を図ります。

### **( 2 ) 周産期医療の強化等**

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が進められており、搬送体制なども含め県や医療機関と連携して対応します。

また、不妊治療について、県の不妊治療費助成制度の周知を図るとともに、市において実施可能な方策について調査研究に努めます。

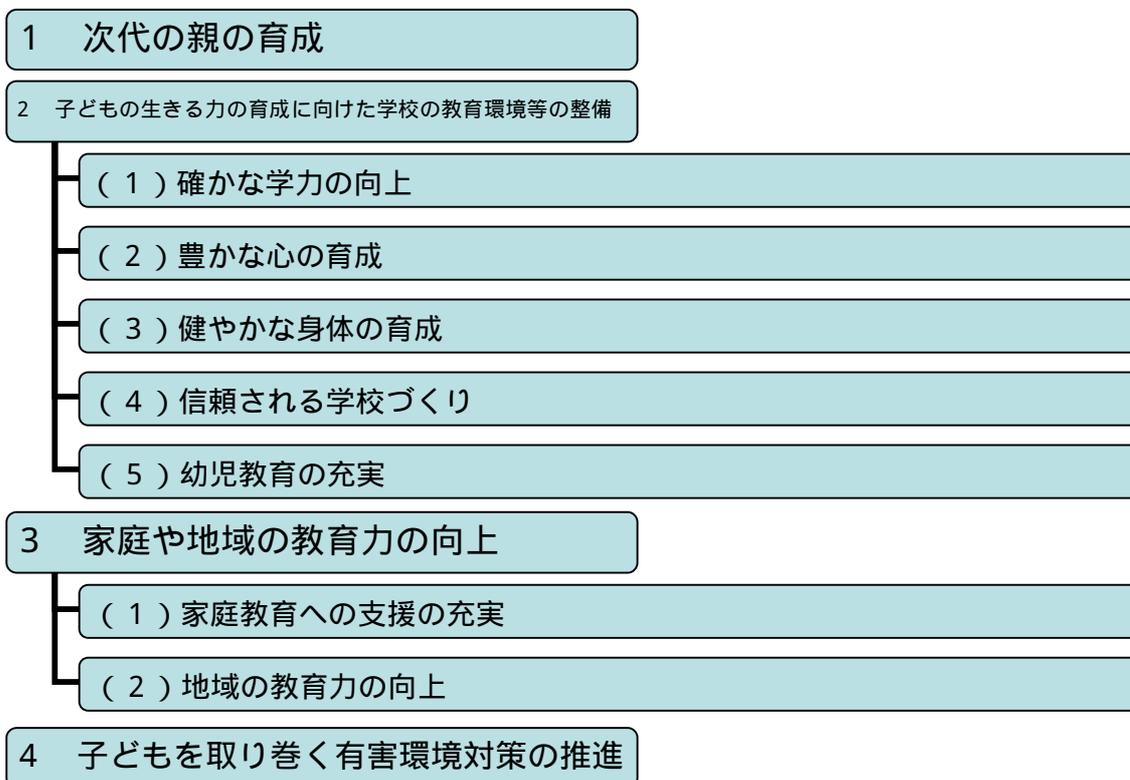
### **( 3 ) 小児救急法講習会**

子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適切な判断と迅速な対応ができるように、知識と技術を学ぶ小児救急法の講習を実施します。

### **( 4 ) 乳幼児医療費の助成**

乳幼児が安心して医療サービスを利用できるように、就学前児童までの通院及び小学校3年生までの入院に係る医療保険診療の自己負担分を助成しており、今後とも制度の周知を図ります。

## 施策3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり



### 現状と課題

#### 次代の親の育成

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健やかな育ちの視点を重視した人づくりが必要です。

#### 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現代の子どもには、確かな学力を礎にして多様な視点で物事を考え、新しい状況に対応し、たくましく生きていく力を、生涯を通して身に付けていくことが求められています。

そのような状況の中で、完全学校週5日制のもと、家庭、学校、地域社会のそれ

ぞれが連携し、教育力を発揮していくこと及び生涯学習社会を生きていく上での基礎となる豊かな人間性や自立する力等の「生きる力」を、安全で落ち着いた環境の下、子どもにはぐくんでいく必要があります。

#### 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成するうえで重要な役割を果たすものです。しかし、核家族化や人間関係の希薄化などにより、親自身は子どもの教育に関して体験的に学ぶことができにくく、地域においても子どもと触れ合う機会が減少してきているなど、家庭と地域の教育力が低下していると言われています。

このため、子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域の教育力を高める必要があります。

#### 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報が様々な情報媒体を通じて、入手しやすい状況にあり、子どもの健全な育成のためには、こうした有害な環境を改善していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 次代の親の育成

中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするためには、未就学期からの取り組みが必要です。そのため、呉市すこやか子育て協会等と協力しながら保育所（園）、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児と触れあい学ぶ機会の充実に努めます。

## 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校においては、子ども一人一人に応じた教育，豊かな心をはぐくむ教育を推進していくとともに，各種災害や不審者対策など学校の安全対策を強化していきます。

### (1) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには，知識・技能はもとより，学ぶ意欲，思考力，表現力，問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから，子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力等により，教育の活性化への取り組みを推進します。

### (2) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため，子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに，地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。また，いじめ，少年非行等の問題行動や不登校に対応するために，専門的な相談体制の強化，学校，家庭，地域及び関係機関とのネットワークづくりに努めます。

また，複数学校間交流活動などの交流事業を充実していきます。

### (3) 健やかな身体の育成

学校におけるスポーツ活動の充実をめざし，外部の人材活用も含めて，優れた指導者の育成及び確保，指導方法の工夫及び改善等を進め，「体育」，「保健体育」の授業を充実させるとともに，学校間の交流を増やし，クラブ活動・部活動の充実を図ります。

### (4) 信頼される学校づくり

地域及び家庭との連携，学校評議員制度の活用，地域の実情に応じた通学区制度の弾力的運用等，地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

併せて，学校においては，児童・生徒が安心して教育を受けることができる

よう、各学校において関係機関・関係団体と積極的に連携しながら、各種災害や不審者対策など安全管理を強化します。

設備面では、情報教育のための施設整備を進めるほか、安全対策面から、非常通報装置や防犯カメラ等の安全施設の強化を図ります。

また、小・中学校において適正な規模の学校教育環境づくりを推進します。

## (5) 幼児教育の充実

### 幼児教育振興計画

地域の実情に即して幼児教育を総合的に推進していくために、平成17年度末までに「呉市幼児教育振興計画」を策定します。

### 預かり保育

預かり保育については、現在、すべての幼稚園で居残り保育、延長保育を実施しています。また、ほとんどの幼稚園において長期休園（夏季、冬季、春季）期間中の、一部の幼稚園では早朝保育及び土曜日・代休日における預かり保育も実施しています。今後ともこれらの拡充を検討していきます。

### 望ましい幼児教育の推進

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期ですので、幼稚園はこれまでも幼児の望ましい育成のために、教育の分野で積極的に取り組んでいます。今後も時代の変化やニーズに的確に対応するなど、幼児教育の充実に努めます。

また、就学に係る事務連絡を中心にして、情報提供や行事への参加呼びかけ等により、保育所（園）・幼稚園と小学校の連携体制の充実に努めます。

さらに、幼保一元化については、国においてもなお、検討中であり、現状の体制を維持しながら、今後国の動向等をみながら制度の研究に努めます。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
幼稚園の入園定員	4,560人	4,560人
預かり保育	34か所	34か所

### 3 家庭や地域の教育力の向上

近年の家族形態の多様化，地域とのつながりの希薄化などにより，家庭や地域の教育力が低下していると言われております。

このため，平成14年度に策定した「呉市家庭教育推進計画」に基づき，学校・家庭・地域が連携して子どもをはぐくんでいくための施策を推進していきます。

#### (1) 家庭教育への支援の充実

社会教育・学校教育部門と保健・福祉部門との連携を強化しながら，公民館等の社会教育施設を始め，保育所(園)や幼稚園の授業参観，乳幼児健診や就学時健診等の多くの保護者が集まる様々な機会を活用し，子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに，そのような機会に参加できにくい保護者なども含め，子どもの成長に応じて作成した家庭教育の啓発資料を配布するなど家庭教育支援を進めます。

現在，国の補助事業を活用して，主任児童委員を家庭教育サポーターに委嘱し，家庭教育や子育てに関する相談やアドバイスを行っています。今後とも，地域で子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できる体制づくりや地域において子育てを支援するネットワークの形成をめざします。

また，子育てのための市民活動団体の活動を支援します。

#### (2) 地域の教育力の向上

子どもたちや親子で，多様な体験活動を通して，相互交流や社会参加を促進するため「キッズ くれ」などによる情報提供や，学校・家庭・地域が連携して子どもを育てていくための地域子ども教室推進事業の充実を図るとともに，学校施設の開放，スポーツ指導者の育成など，子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域スポーツ環境の整備を図ること等により，地域の教育力の向上に努めます。

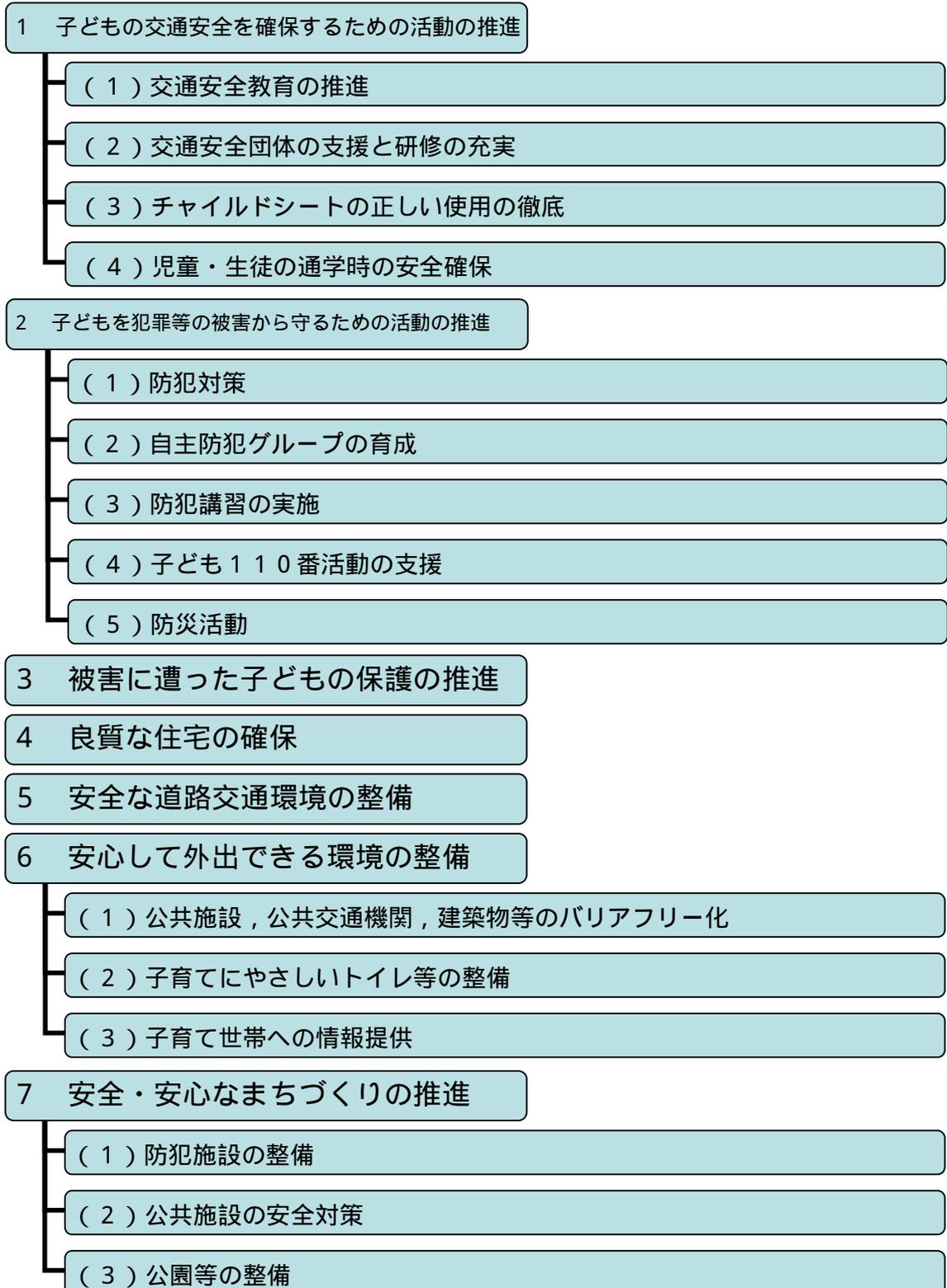
事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
就学時健診等の機会を利用した子育て講座，思春期子育て講座等の開催	81回	100回
家庭教育相談事業	12回	15回
キッズ くれ(子どもたちの体験活動等に関する情報誌)の発行事業	15,600部	20,000部

#### 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌，ビデオ，コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し，子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから，関係機関・団体やPTA，市民活動団体等と連携・協力をして，関係業者に対する自主的措置を働きかけます。



## 施策4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり



## 現状と課題

### 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

呉及び広島交通安全協会を中心に交通安全教室を保育所（園）や幼稚園，小・中学校において実施していますが，事故を起こさないためには，さらに内容の充実を図るとともに，道路環境の整備など，総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。

また，児童・生徒の通学時における安全確保対策を充実していく必要があります。

### 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

最近では，防犯対策としてPTAや商店街，さらには地域の人を実施する自主的な地域の防犯パトロールが増えてきており，犯罪を抑止する上でその効果が認められています。

また，市においても青少年補導員・指導員を中心に地域全体で犯罪を起こさない環境づくりを進めていますが，より一層の充実が必要です。

### 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪，いじめ，児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し，立ち直りを支援するため，子どもに対するカウンセリング，保護者に対する助言等きめ細かな支援が必要です。

また，こうした問題が家庭のなかの見えない場所で多く発生し，表面化しにくいことから，地域の協力と各種健康診査，保育所（園）・幼稚園・学校などでの観察と相談体制が必要です。

### 良質な住宅の確保

住宅については，バリアフリー住宅の普及とともに，若者の定住促進を図るための住宅整備など，幅広い視点から住宅政策を進める必要があります。

### 安全な道路交通環境の整備

車社会の進展などにより，道路と歩道の整備が進められ，幹線道路は概ね十分な幅員を確保し，歩道と分離した道路となっていますが，地域の生活道路は

交通量が多いわりには、歩道や道路照明などが十分でない場所が多く、道路と併せて、交通安全施設の整備が必要です。

#### 安心して外出できる環境の整備

子どもと子育て家庭にとって、子どもの目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要な課題です。

また、道路や公園等の整備については、バリアフリーの考え方を基本とし、子どもやその保護者にやさしい施設の整った、安全で快適な環境づくりが求められています。

#### 安全・安心なまちづくりの推進

地域で設置された防犯灯の電気料金の補助を行っており、今後も継続していく必要があります。

また、公共施設の安全対策はその施設の状況を踏まえ適宜実施していますが、今後も充実していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所（園）、幼稚園、学校、各関係機関等との連携・協力体制の強化を図り、安全施設・設備の整備、交通安全活動への支援、チャイルドシートの普及・啓発を進めます。

また、児童・生徒の通学時における安全確保対策の充実を図ります。

#### （１）交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所（園）、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、交通安全教室の開催やカーブミラー・横断旗の整備など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

また、通学ルートが変更になる地域について、安全な通学ルートの設定等を行います。

## **( 2 ) 交通安全団体の支援と研修の充実**

各保育所（園）、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援します。

また、交通安全推進員に対して、警察ならびに自動車学校の協力を得て実地及び講習による研修を行い指導力の向上を図ります。

## **( 3 ) チャイルドシートの正しい使用の徹底**

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。

## **( 4 ) 児童・生徒の通学時の安全確保**

市立小・中学校の児童・生徒の通学時における安全を確保するため、引き続きスクールバスを運行するとともに、平成17年度から新たに、スクールバスを利用できない児童・生徒が、通学の安全確保のため公共交通機関を利用して通学する場合、定期代相当額を全額助成します。

# **2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進**

各小・中学校のPTAや商店街、さらには地域住民も含む地域の自主防犯グループの組織化、青少年補導員連絡協議会や呉の子どもを守る会議並びに警察と連携した防犯活動の一層の向上を図ります。また、災害時対策として防災意識の高揚を図ったり、防災・避難訓練を実施します。

## **( 1 ) 防犯対策**

地域住民、警察等との連携により、情報の共有化や情報交換を進めるとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実に努めます。

また、様々な機会をとらえ、子ども自身の危機管理意識の醸成を図ります。

## **( 2 ) 自主防犯グループの育成**

各小・中学校のPTAや商店街、さらには地域の人々が実施する自主防犯グループの組織化を促し、繁華街や地域のパトロール活動などの自主的な防犯活動

を支援します。

### (3) 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、学校や公民館活動等の場を利用して防犯講習を実施します。

### (4) 子ども110番活動の支援

交通指導員やPTAによる交通安全指導の他、地域住民の協力による「呉子ども110番の家」を実施しています。これまで実施してきた安全指導の充実とともに、地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、地域の状況を考慮した子ども110番活動を支援します。

### (5) 防災活動

災害時要援護者として、災害時に支援することを必要とする高齢者・障害者・幼児等への防災支援対策については、市の地域防災計画等に基づき、具体的な取り組みを行うとともに、今後も防災意識の高揚を図るため、市内の保育所（園）・幼稚園・小・中学校の子どもたちが参加できる防災・避難訓練を実施します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
自主防犯グループ	60団体	80団体

## 3 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、民間組織である全国被害者支援ネットワーク等との連携により子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

また、児童虐待防止ネットワークを活用し、保健所、児童相談所等と連携す

ることにより、被害を受けた児童に対する家庭訪問、継続的な相談・指導等の実施を図ります。

## 4 良質な住宅の確保

市営住宅の建替えや修繕時において、子育て世帯が安心して居住できるよう、ユニバーサルデザインの推進等、良質な住宅の整備に努めるとともに、子育て世帯や多子世帯等に対し、優先的な入居選考を行います。また、子育て世帯を始めとする若者が定住しやすい住宅政策を推進します。

さらに、シックハウス症候群の予防知識の普及、相談に応じます。

## 5 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、国・県道の安全対策を要請するとともに、市道の新設や改良に当たっては、歩道の確保等、歩行者の安全確保に配慮した道路整備を行います。

## 6 安心して外出できる環境の整備

子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備に努めます。また、これらの設置状況を「おでかけ Map」等に掲載し広報していきます。

### (1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れの保護者等、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。

### (2) 子育てにやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビ

ーチェア，ゆったりした化粧室，授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に努めるとともに，商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の整備について，関係者と協議を進めます。

### (3) 子育て世帯への情報提供

「くれ子育てねっと」による「おでかけ Map」をはじめとした各種のバリアフリー施設の整備状況等，子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を進めます。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
ノンステップバスの導入の推進	5.5%	14.7%

## 7 安全・安心なまちづくりの推進

通学路等公共施設の安全対策の充実，人々の憩いの場となる公園の整備を進めます。

### (1) 防犯施設の整備

必要性和緊急性を踏まえ，通学路や公園等における照明施設等の防犯設備の整備を進めます。

### (2) 公共施設の安全対策

道路，公園，駐車・駐輪場及び公衆便所の構造・設備について，修繕や改善が必要な時には，防犯設備の整備を進めるなど，利用する市民の安全対策に努めます。

### (3) 公園等の整備

公園整備については，ワークショップ等の手法を活用しながら，市民と行政が協働して整備を進めます。また，公園の維持管理についても，地域住民の協力を得ながら，明るく，安全で，快適な公園づくりを進めます。

## 施策5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

### 1 子育てと仕事の両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

(2) 子育てと仕事の両立の推進

(3) 男女共同参画社会の形成

### 2 若者の安定就労や自立した生活の促進

## 現状と課題

### 子育てと仕事の両立の推進

育児・介護休業法，男女雇用機会均等法等の整備により，制度的には，子育て世帯を支える環境は整備されてきましたが，長引く国内景気の低迷もあり，子育て世帯を巡る就業環境には厳しいものがあります。アンケート調査による子育てと仕事の状況をみると，就学前及び小学生の保護者の半数近くが「子どもができたなら仕事をやめ，大きくなったら再び仕事をするほうがよい」と考えています。また，妊娠・出産を期に仕事を「退職した」人が6割を超え，育児休業を取得した人は2～3割弱にとどまり，その取得期間は「7ヶ月～12ヶ月」が約6割，それより長い人は少数で，6ヶ月未満をあわせほとんどの人が“1年以内”という結果です。

さらに，厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成14（2002）年度）によると，女性の育児休業取得率は64％，男性の育児休業取得率は0.33％となっており，「職場の雰囲気」や「経済的理由」等により労働者が育児休業を取得しにくい状況が伺えます。

このように女性の就業環境は厳しく，妊娠・出産に伴って仕事をやめる人も数多くみられます。今後は，女性の就業対策はもとより，夫婦間で子育てを共有できる社会づくりも大きな課題です。

そのため，男性にも積極的に子育てに関わる機会が持て，女性も結婚や出産時において安心して働き続けることができるように，仕事と家庭生活の balan

すがとれた多様な働き方を実現するとともに、職場優先の働き方や固定的な役割分担意識等の見直しを図ることが必要です。

特に、男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国の最重要課題として位置づけられており、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、各自治体で条例が制定されるなど、取組が加速化しています。

本市においても「くれ男女共同参画推進条例」を平成 13 年 12 月に施行し、これに基づく「くれ男女共同参画基本計画」を平成 15 年 3 月に策定しました。現在、呉市女性エンパワーメント支援事業など様々な取り組みがなされていますが、今後も実践的な取り組みを一層推進し、男女共同参画社会の形成のために取り組むことが重要な課題の一つです。

#### 若者の安定就労や自立した生活の促進

近年の社会経済情勢から、若年層の雇用をめぐる環境は厳しいものがあり、これら若い世代が安心して家庭を築き、子供を生み育てるためには、経済的に自立した生活への支援が求められています。

そのためには、国を中心に地方公共団体も連携し、若者の安定就労や自立した生活を促進するための施策を推進していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 子育てと仕事の両立の推進

地域住民や地域の事業所等の協力のもと男性を含めたすべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」や仕事と子育ての両立への支援、「くれ男女共同参画推進条例」を基本とした男女共同参画社会の一層の推進を図ります。

#### (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域の住民、事業所等の協力が必要となります。男性を含めたすべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」も進める必要があります。

そのため、他関係機関との連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民を

対象にしたセミナーや研修会等を開催し、関連法制度の広報・啓発、情報提供等を積極的に行います。

また、次世代推進法に基づき、常時雇用する労働者が300人を超える事業主には、一般事業主行動計画の策定が義務づけられていますが、300人以下の事業主に対しても同様の努力義務が課せられており、効果的な計画の策定・実施が行われるよう、関係機関と連携し啓発を行うとともに、実態の把握に努めます。

## (2) 子育てと仕事の両立の推進

子育てしやすい職場環境を整備するため、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長や子どもの看護休暇制度の創設等を柱とする改正育児・介護休業法が平成17年4月から施行されます。

本市においても、仕事と子育ての両立支援のため、国・県・呉市雇用創造促進協議会、その他関係機関との連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民を対象にしたセミナー等を開催し、関連法制度の広報・啓発、情報提供等を積極的に行うとともに、能力開発事業としての定期的な研修等の実施を検討していきます。

また、多様な保育サービスを実施するとともに、放課後児童会やファミリー・サポート・センターの充実を図っていきます。

## (3) 男女共同参画社会の形成

「くれ男女共同参画推進条例」に基づき、男女が共に家庭において家事や育児を担い、支え合う必要性についての意識啓発を図るとともに、子育てしながら働くことにやさしい職場環境の実現と社会の理解を促進するための広報や情報提供等を行います。

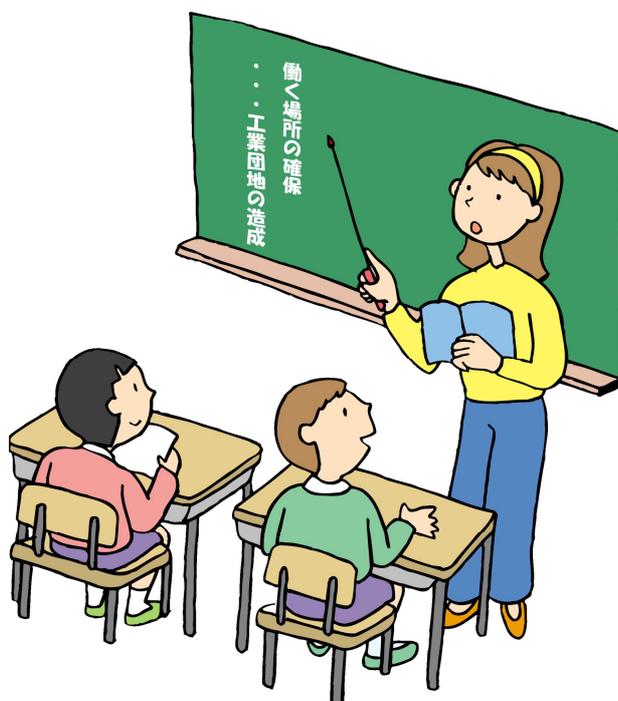
事業名	現 状 (平成14年)	社会全体の目標
男性の育児休業取得率	0.33%	10%
女性の育児休業取得率	64.0%	80%

小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率	9.6%	25%
一般事業主行動計画の策定	-	大企業 100% 中小企業 25%
<p>&lt;参考：国の目標&gt;          少子化社会対策会議が平成16年12月に決定した「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」では、上記のような目標値を社会全体で達成していくことにしています。</p>		

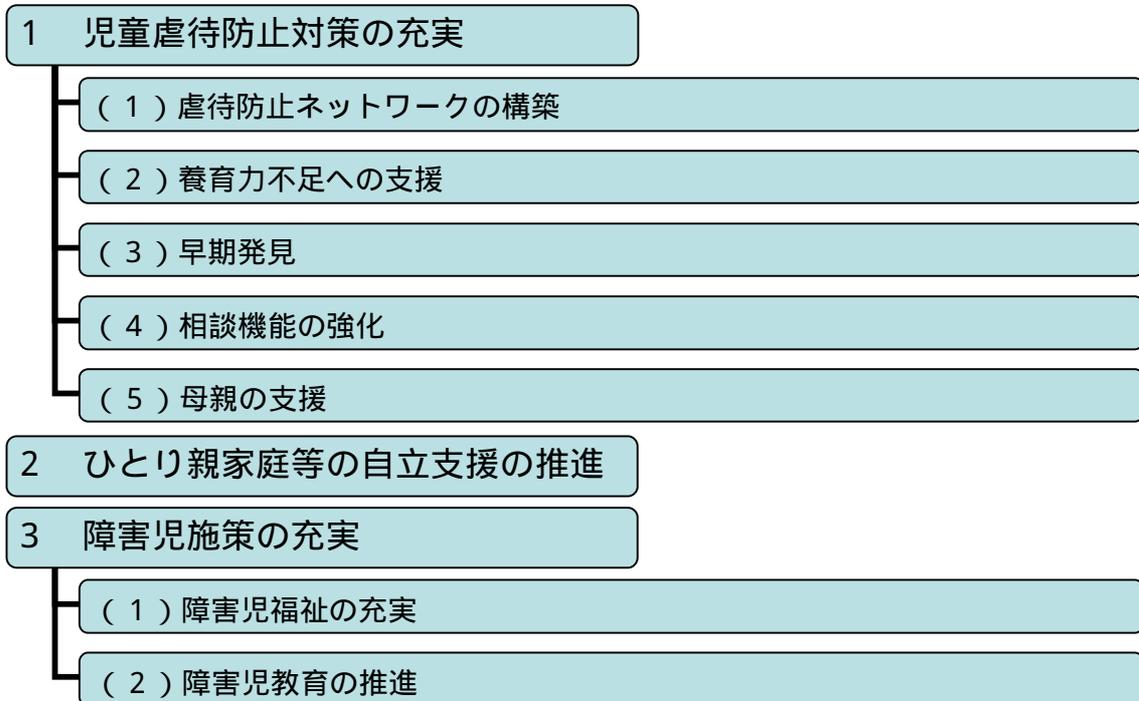
## 2 若者の安定就労や自立した生活の促進

市内に雇用の場を確保するため、新たな工業団地の造成に着手するとともに、企業立地助成制度の大幅な拡充や、新たに「企業立地成功報奨金制度」を創設するなど、企業立地を強力に進めていきます。

また、国や県と連携し、若者の就労支援や創業、起業による就業機会の創出を図ります。



## 施策6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり



### 現状と課題

#### 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、次世代の育成にも懸念を及ぼす深刻な社会問題であり、発生予防や再発防止に努めることが最も重要です。

また、児童虐待については、単に児童相談所で対応すればよいというわけではなく、家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉部門だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

#### ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加に伴いひとり親家庭が増え、特に母子家庭の自立に向けた支援が強化されてきました。国においては平成16年に初めて「母子家庭白書」をまとめました。これによると、平成14年の母子家庭の1世帯あたりの平均所得

額は 243 万 5 千円と、一般世帯（602 万円）の約 4 割の水準であり、およそ 8 割の母子家庭が生活の苦しさを感じていることがわかりました。

これら母子家庭については、母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取組み方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては支援施策も少ないことから、父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

### 障害児施策の充実

障害のある子どもにとって大切なことは、ノーマライゼーションの理念（障害のあるなしにかかわらず誰もがわけ隔てなく普通の生活を送ることができる社会の実現）に基づく支援です。障害の早期発見と早期治療への対応はもとより、適切な相談や情報提供によって保護者の育児不安を解消していく必要があります。

障害のある子どもについては、各保育所（園）や幼稚園で受入れを行っており、通所サービス等も利用が可能です。最近では、支援費制度への転換により、全国的に短期入所などが増加しているといわれていますが、家族の介護負担や緊急時の預かりなどのニーズにも対応していく必要があります。

また、学校における障害児教育については、専門性に基づく教育を推進していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、行政、児童相談所、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO や各種団体等、社会全体が連携し、虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。

#### （1）虐待防止ネットワークの構築

児童虐待防止のために、児童相談所、医療機関、警察、児童福祉施設、学校、民生・児童委員等関係機関が連携して、総合的な援助を行うことができるネッ

トワークを構築します。

児童虐待防止ネットワークの構築により，児童虐待に対する知識やその対応への意識を向上させることで，虐待の早期発見を図ります。また，虐待の事例に対しては，多面的，組織的な対応を行い，一貫した支援を図ります。

## （２）養育力不足への支援

子育てヘルパー派遣事業等を活用し，子育ての不安を抱える世帯に対し，養育支援の強化を図ります。

## （３）早期発見

児童虐待の早期発見のために，新生児訪問や妊婦相談，健診事業等の各種事業の場を最大限活用します。

## （４）相談機能の強化

児童虐待防止のために，育児不安・ストレスを感じている親に対し，気軽に相談できる体制の整備を進め，虐待予防と早期発見に努めます。

## （５）母親の支援

育児中の母親の息抜き・情報交換の場として，保育所（園）のリフレッシュ型の一時保育事業，子育てヘルパー派遣事業等の活用を促すほか，子育てサークルへの参加を促します。

また，家庭や児童に関する様々な相談窓口として家庭児童相談員を継続して配置します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
児童相談窓口	1 か所	2 か所

## 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している中で，ひとり親家庭の経済的自立や保育の支援，母子家庭自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に

対する相談等を行っています。今後とも就労支援や貸付制度等の適正運用や相談事業，児童扶養手当（18歳未満の児童を養育している母子家庭等）やひとり親家庭医療助成（父子母子家庭の医療保険診療の自己負担分の助成）を継続し，支援を強化していきます。

また，国・県の施策が少ない父子家庭についても，適切な支援に努めます。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
母子家庭等に対する相談体制の充実や 施策・取組についての情報提供	1か所	2か所

### 3 障害児施策の充実

障害児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう，保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携のもと，相談・支援体制の整備，障害の状況に応じた療育の場の確保，在宅福祉サービスの充実，障害児教育の推進等の一貫した総合的な取組を推進します。

また，発達障害等の早期発見及び健全な発育を促し，家族の育児を支援します。

#### (1) 障害児福祉の充実

障害児の能力や可能性を最大限に伸ばし，自立と社会参加を促進するため，児童療育相談事業等の充実を図り，発達障害等の早期発見及び児童の成長に応じた発達支援に努めます。

また，早い時期から障害の状況に応じた適切な指導や訓練を受けることができるよう，保育所や幼稚園における障害児の受け入れ態勢を整備するとともに，児童デイサービス（障害児通園）事業の充実及び在宅の重症心身障害児に対する通園事業の実施に努めます。

さらに，児童ショートステイ，ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスの充実を図り，障害児を持つ家庭の子育てを支援していきます。

## ( 2 ) 障害児教育の推進

障害児教育における専門性を重視し、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに基づいた教育を行うために策定された「広島県障害児教育ビジョン」に基づき、能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うため、障害児教育の専門性に基づく教育を推進します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
呉市障害児保育促進事業	23か所	障害児の実態に応じた 受入施設を確保

